

平成31年第3回玉名市農業委員会総会議事録

平成31年3月5日（火）午後2時 玉名市横島町公民館 多目的ホール

1. 本日の出席農業委員は、次のとおりである。

| | | | | | | | |
|-----|-------|-----|-------|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 永田 知博 | 2番 | 鶴田 克士 | 3番 | 赤松 繁之 | 4番 | 竹下 宏介 |
| 5番 | 浦谷 幸司 | 6番 | 縄田伊知郎 | 7番 | 下川 安 | 8番 | 船津 和利 |
| 9番 | 澤村 哲志 | 10番 | 田上 一 | 11番 | 福田 友明 | 12番 | 中島 浩輔 |
| 13番 | 小川 信孝 | 15番 | 吉田 孝壽 | 16番 | 島村 秀敏 | 17番 | 永田 眞一 |
| 18番 | 堀田 昌子 | 19番 | 村端 一弘 | | | | |

2. 本日の欠席農業委員は、次のとおりである。

14番 高田 優子

3. 本日の出席農地利用最適化推進委員は、次のとおりである。

| | | | | | | | |
|-----|-------|-----|-------|-----|-------|-----|--------|
| 推1 | 水本 信之 | 推2 | 植野 司 | 推3 | 松本 恒幸 | 推4 | 土田 健一 |
| 推5 | 小山 勝男 | 推6 | 森川 正志 | 推7 | 増本 龍雄 | 推8 | 岡村 栄一 |
| 推9 | 橘 一輝 | 推10 | 栗田 稔 | 推11 | 小山久仁江 | 推13 | 徳井 勝美□ |
| 推14 | 永田 光秀 | 推16 | 井上 道明 | 推17 | 中山 一久 | 推18 | 坂本 修 |
| 推19 | 平野 秀正 | | | | | | |

4. 本日の欠席農地利用最適化推進委員は、次のとおりである。

推12 西分 幸夫 推15 楯岡 秀昭

5. 説明のために出席した職員は、次のとおりである。

局長 二階堂正一郎 次長 小山 博 係長 竹森 明德 主査 渡邊布由紀
主任 大原 三和

6. 議事参与が制限された委員数は、次のとおりである。

0 名

議 題

第8号 農地法第3条の規定による許可申請について
第9号 事業計画変更承認申請について（5条許可後）
第10号 農地法第4条の規定による許可申請について
第11号 農地法第5条の規定による許可申請について
第12号 農用地利用集積計画の決定について

報 告

第6号 農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について（18条）
第7号 耕作放棄地の非農地通知について
第8号 許可書返納届について

1. 開 会

○事務局長（二階堂正一郎君） 定刻となりましたので始めたいと思います。

始めます前に、まず今日、本日は傍聴人の方が1名来られております。玉名市農業委員会会議規則第16条で、農業委員会の会議は公開となっておりますので、これを認めております。

本日は、農業委員総数19名のうち14番、高田委員のほうから欠席の届出があっており、18名の御出席でございます。また、最適化推進委員総数19名のうち西分委員と楯岡委員のほうから欠席の届出があっており、17名の御出席でございます。

玉名市農業委員会会議規則第6条の規定により会議は成立しておりますので、ただいまから、平成31年第3回玉名市農業委員会総会を開会いたします。

-----○-----

2. 会長挨拶

○事務局長（二階堂正一郎君） 永田会長より御挨拶をいただきまして、引き続き、会議規則第4条の規定により議長をお願いし、議事の進行をお願いいたします。

○議長（永田知博君） 皆さん、改めましてこんにちは。

失礼しました。急に会場が、急といいますか、この前から横島のほうにお世話になるということで、大分遠くなられた方もおりますけれども、とにかくこの広い会場をお借りしました。

久しぶりの好天気につつまれておりますけれども、また明日は雨模様という予報でございます。この前、21日、22日の鹿児島県日置市への農業委員会研修に行きましたけれども、残念ながら9名の方が出席できないということでございました。しかし、資料を机の上に置いておるとしますので、後々参考にしていただきたいと思います。

それでは、早速ではございますけれども、議事に入りたいと思います。

本日の議案は、議第8号より議第12号までの93件と、報告第6号より第8号までの131件が提案されております。慎重なる御審議、よろしくお願いいたします。

-----○-----

3. 議事録署名委員指名

○議長（永田知博君） それでは、議事に入ります前に、本日の議事録署名委員は、18番の堀田委員と19番の村端委員にお願いします。

なお、発言の際には委員番号と氏名、推進委員からの発言の場合は、推進委員番号と氏名を述べたうえで発言をお願いいたします。また、採決の際の挙手につきま

しては、農業委員のみの挙手をお願いいたします。

-----○-----

4. 議 事

○議長（永田知博君） それでは、早速議事に入ります。

議第8号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（二階堂正一郎君） 議案の1ページをお願いいたします。

議第8号、農地法第3条の規定による許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の所有権移転及び使用貸借権設定許可申請について許可するものとする。平成31年3月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

1番、青野と山田の申請人で、片諏訪の田1,179㎡外16筆、計16,940.92㎡を農業者年金後継者変更のため使用貸借権を設定するものです

2番、青野と山田の申請人で、青野の畑494㎡を相手方の要望と隣接地取得のため売買するものです。報告第6号22番と関連がございます。

3番、熊本市と小浜の申請人で、滑石の田273㎡を労力不足と経営拡張のため売買するものです。報告第6号25番と関連がございます。

4番、大浜町の申請人で、大浜町の田2,639㎡外1筆、計3,639㎡を子に経営移譲のため使用貸借権を設定するものです。

5番、大倉と小島の申請人で、向津留の田581㎡外1筆、計2,232㎡を労力不足と経営拡張のため売買するものです。

6番、大倉と小島の申請人で、向津留の田874㎡外3筆、計4,043㎡を労力不足と経営拡張のため売買するものです。

7番、田崎の申請人で、田崎の畑932㎡を労力不足と隣接地取得のため売買するものです。

3ページをお願いいたします。

8番、横島町と寺田の申請人で、大浜町の田2,653㎡を親戚に贈与するものです。

9番、安楽寺の申請人で、安楽寺の畑298㎡を労力不足と隣接地取得のため売買するものです。

10番、築地と山部田の申請人で、築地の田51㎡外5筆、計4,081㎡を労力不足と経営拡張のため売買するものです。

11番、玉名の申請人で、玉名の田2,141㎡を親戚に贈与するものです。

12番、築地と岱明町の申請人で、岱明町上の田1,514㎡を労力不足と経営拡張のため売買するものです。報告第6号3番と関連がございます。

13番、岱明町の申請人で、岱明町高道の田377㎡を労力不足と経営拡張のため売買するものです。報告第6号24番と関連がございます。

14番、横島町の申請人で、横島町横島の畑496㎡を労力不足と経営拡張のため売買するものです。報告第6号29番と関連がございます。

15番、横島町の申請人で、横島町共栄の畑20,001㎡外2筆、計38,457㎡を農業者年金受給のため使用貸借権の設定をするものです。報告第8号1番と関連がございます。

16番、天水町の申請人で、天水町小天の畑533㎡を相手方の要望と経営拡張のため売買するものです。

17番、熊本市と天水町の申請人で、天水町小天の田1,907㎡を労力不足と経営拡張のため売買するものです。議第12号31番と関連がございます。

5ページをお願いいたします。

18番、天水町と熊本市の申請人で、天水町立花の畑906㎡外13筆、計10,050㎡を農業者年金受給に伴う経営移譲のため使用貸借権の設定をするものです。

以上18件、合計の91,060.92㎡につきまして、農地法第3条第2項の各号の禁止規定から申請内容を審査し、取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関連も問題がないこと、下限面積要件も超えていることから、許可要件の全てを満たしているものと判断し、御提案しております。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

ただいま事務局の説明が終わりました。受付番号1番より順次担当委員の説明をお願いいたします。この連続で説明される場合は続けてお願いいたします。

1番からお願いします。どうぞ。

○3番（赤松繁之君） はい、3番、赤松です。1番と2番は借人と譲受人が同一人物ですので一緒に説明したいと思います。1番の案件は、農業者年金受給のために後継者に譲られていた、貸借ですかね、貸しておられたんですけど、亡くなられて後継者が変更ということですので、別に問題ないと思います。

それから、2番の案件は、その1番の土地のすぐそばにある隣接地だそうで、それを買ってくれという形ですので、買われるということで、何ら問題なく許可相当だと思います。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、3番、お願いします。

○推2番（植野 司君） 推進委員2番の植野です。案件3、譲渡人は労力不足で、譲受人は経営拡張です。下限面積も足りていますので、許可相当と判断しました。以

上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、4番、お願いします。

○推3番（松本恒幸君） はい、推進委員3番の松本です。4番の案件について説明をいたします。

貸人、借人は親子関係でありまして、子への経営移譲ということでございます。

何ら問題なく許可相当と思われまますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、5番、お願いします。

○4番（竹下宏介君） 4番、竹下です。5番の案件について御説明します。

譲渡人は労力不足、譲受人は経営拡張と、下限面積も満たされており、許可相当と判断します。

6番の案件についても御説明します。

譲渡人は労力不足、譲受人は経営拡張で、下限面積も満たされており、認定農家でもあり、許可相当と判断いたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、次に7番、お願いします。

○6番（縄田伊知郎君） 6番、縄田です。7番の件について説明いたします。

譲渡人は労力不足、譲受人は隣接地の取得ということで、下限面積も満たされており、審議お願いいたします。

8番の件について説明いたします。

譲渡人と譲受人は義理の兄弟であり、贈与ということで下限面積も満たされており、許可相当と判断いたします。御審議よろしくお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

次は9番、お願いします。

○7番（下川 安君） はい、7番の下川です。9番についてですけれども、これについては、譲渡人は年寄りで労力不足、それから譲受人は二つの隣接地ということで取得されている案件です。下限面積も満たしております。取得後は野菜等をつくられるということですので、別に問題はないと思います。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

次、10番、お願いします。

○8番（船津和利君） はい、10番の案件について説明いたします。8番の船津です。

譲渡人は労力不足と譲受人は経営拡張ということで、下限面積も満たしており、何ら問題ないと思います。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

次は11番、お願いします。

○推8番（岡村栄一君） はい、推進委員の8番、岡村です。

譲渡人と譲受人は親戚関係で、下限面積も満たしているので問題ないと思います。
よろしくお願いします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

次は12番、お願いいたします。

○推10番（栗田 稔君） 推進委員10番、栗田です。12番の件に関しましては、事務局の説明のとおり、紙面と一致いたして問題なしと判断します。審議方よろしく
お願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

次、13番、お願いします。

○12番（中島浩輔君） はい、農業委員の12番、中島です。13番の案件について
説明いたします。

譲渡人は労力不足で譲受人は経営拡張ということで、下限面積も満たしております。
報告第6号の24番と関連があります。問題ないと思います。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、14番、お願いします。

○推14番（永田光秀君） 推進委員14番、永田です。14番の案件について説明い
たします。

譲渡人は労力不足、譲受人は経営拡張とのことで、許可相当と思われます。以上
です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

それでは、15番、お願いします。

○15番（吉田孝壽君） 農業委員15番の吉田です。この件は報告第8号の1番と関
連しております。

譲渡人と譲受人は親子関係でございます。農業者年金受給ということで、許可相
当と考えております。よろしくお願いします。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

次は14番をお願いします。

○19番（村端一弘君） 農業委員19番、村端です。16番の案件について説明しま
す。

譲渡人は相手方の要望、譲受人は経営拡張ということで、何ら問題ないと思いま
す。よろしくお願いします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

次、17番をお願いいたします。

○推17番（中山一久君） 推進委員17番の中山です。17番の案件について御説明します。

譲渡人は高齢であり労力不足です。譲受人は経営拡張で、下限面積を満たしており許可相当と思います。よろしく申し上げます。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは18番、申し上げます。

○推18番（坂本 修君） 推進委員18番、坂本です。

使用貸人と使用借人は親子関係です。農業者年金受給のための経営移譲なので、何ら問題はないと思います。よろしく申し上げます。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

1番から18番まで、委員の説明が終わりました。皆さんより何か御意見、御質問はございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） 御意見、御質問もないようでございますので、採決に移ります。

議第8号、農地法第3条の規定による許可申請について、原案どおり許可することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

異議がないものと認め、議第8号については、許可することに決定いたしました。

次に、議第9号、農地転用許可後の事業計画変更承認申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（二階堂正一郎君） 議第9号、農地転用許可後の事業計画変更承認申請について。農地法第5条第1項の規定による農地転用許可後の下記農地の事業計画変更承認申請について意見決定するものとする。平成31年3月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

1番、申請物件が岱明町の畑、現況は書いてありませんけども459㎡で、当初貸家への転用目的であったところを、備考欄の理由により計画を断念、今回承継者が個人住宅に計画変更するとのことで、議第11号12番と関連がございます。

以上1件、合計459㎡を御提案しております。去る3月1日に地元委員同道の上現地調査を行っております。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

ただいま事務局の説明が終わりました。受付番号1番の担当委員の説明をお願いいたします。1番、どうぞ。

○12番（中島浩輔君） はい、農業委員の12番、中島です。1番の案件について説明いたします。

事務局から説明がありましたように、平成11年7月23日に918㎡に共同出資で貸家を計画されていたそうです。しかし、共同者が病死されたため計画が変更になったそうです。議第11号12番と関連しています。問題ないものと思います。御検討のほどよろしく申し上げます。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

1番について委員の説明が終わりました。何か御意見、御質問はございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） 御意見、御質問もないようでございますので、採決に移ります。

議第9号、農地の転用許可後の事業計画変更承認申請について、原案どおり許可することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

異議がないものと認め、議第9号については、許可することに決定いたしました。

次に、議第10号、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。議第10号は、受付番号1番に始末書が提出されておりますので、委員の説明の前に事務局より始末書を読み上げますので、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（二階堂正一郎君） 7ページをお願いいたします。

議第10号、農地の転用許可申請について。農地法第4条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。平成31年3月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

1番、申請物件が立願寺の畑48㎡外1筆、計169㎡で、転用目的が駐車場での申請です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で、第3種農地と判断しております。

以上1件、合計169㎡につきまして、申請内容を農地転用許可基準全ての項目ごとに適合するか審査した結果、いずれも不都合のないものと判断し、御提案しております。

去る3月1日に地元委員同道の上、現地調査も行っておりますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（永田知博君） 事務局の説明が終わりました。

受付番号1番につきまして、事務局より始末書を読み上げます。

○係長（竹森明德君） — 1番の案件について始末書朗読 —

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

ただいま始末書を読み上げました。

それでは、1番について委員の説明をお願いいたします。

○推1番（水本信之君） 推進委員1番、水本です。

場所は立願寺の生鮮市場の北側になります。申請地の南側に共同住宅を所有しており、その駐車場として利用。近隣の住宅化により駐車場利用も多数あり、共同住宅向け2世帯分4台と、残り3台分を宅建業者管理により賃貸しすると。事業面積は209㎡で、農地転用面積は169㎡です。排水計画は特になし、雨水は地下浸透及び隣接道路側溝へ排水、現地調査の結果、何ら問題なく本件については許可相当と判断いたします。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

委員の説明が終わりました。何か御意見、御質問はございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） 御意見、御質問もないようでございますので、採決に移ります。

議第10号、農地法第4条の規定による許可申請について、原案どおり承認することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

異議がないものと認め、議第10号については、許可することに決定しました。

次に、議第11号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（二階堂正一郎君） はい、8ページをお願いいたします。

議第11号、農地の転用許可申請について。農地法第5条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。平成31年3月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

1番、申請物件が立願寺の畑174㎡で、転用目的は露天資材置場です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で、第3種農地と判断しております。

2番、申請物件が立願寺の畑297㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で、第3種農地と判断しております。

3番、申請物件が六田の田346㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、

都市計画法に規定する用途地域内の農地で、第3種農地と判断しております。

9ページをお願いいたします。

4番、申請物件が山田の畑487㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

5番、申請物件が山田の田1,383㎡外1筆、計2,495㎡で、転用目的は建売住宅8棟です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

6番、申請物件が山田の田222㎡で、転用目的は事務所となっています。農地区分は、上下水管等が埋設され、教育・医療機関がおおむね500m以内に二つ以上ある農地で、第3種農地と判断しております。

7番、申請物件が滑石の田499㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、おおむね10ha以上の一団の農地内に所在する農地で、第1種農地と判断しております。第1種農地は原則不許可となるところですが、申請地の周辺において居住する者の日常生活上、業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものとして、例外的に許可が可能となっております。報告第6号の25番と関連しております。

8番、申請物件が伊倉南方の畑258㎡外1筆、計579㎡で、転用目的は美容室及び駐車場となっております。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

9番、申請物件が三ツ川の田483㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

10番、申請物件が岱明町西照寺の田、現況畑の643㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、おおむね10ha以上の一団の農地内に所在する農地で、第1種農地と判断しております。第1種農地は原則不許可となるところですが、申請地の周辺において居住する者の日常生活上、業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものとして、例外的に許可は可能となっております。

11番、申請物件が岱明町野口の田266㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、おおむね10ha以上の一団の農地内に所在する農地で、第1種農地と判断しております。第1種農地は原則不許可となるところですが、申請地の周辺において居住する者の日常生活上、業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものとして、例外的に許可は可能となっております。

11ページをお願いします。

12番、申請物件が岱明町山下の畑459㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で、第3種農地と判断しております。議第9号の1番と関連がございます。

13番、申請物件が岱明町高道の田500㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、おおむね10ha以上の一団の農地内に所在する農地で、第1種農地と判断しております。第1種農地は原則不許可となるところですが、申請地の周辺において居住する者の日常生活上、業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものとして、例外的に許可は可能となっております。報告第6号24番と関連しております。

以上13件、合計7,450㎡につきまして、申請内容を農地転用許可基準全ての項目ごとに適合するか審査した結果、いずれも不都合のないものと判断し、御提案しております。

去る3月1日に地元委員同道の上、現地調査も行っております。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

ただいま1番から13番まで事務局の説明が終わりました。

受付番号1番より順次委員の説明をお願いいたします。

1番からどうぞ。

○推1番（水本信之君） 推進委員1番、水本です。1番と2番の案件について説明します。

1番の説明から。場所は立願寺の足野神社の西側です。現在荒尾市を中心に造成工事などを行っているが、玉名でも事業を展開したく、平成9年の土地も既に購入していることもあり、ここに資材置場を計画した。転用面積は174㎡です。木材、セメントなどの資材置場、トラック1台分の駐車スペースを設けるとのことです。給水計画はありません。雨水は申請地内の側溝へ排出、現地調査の結果、何ら問題なく本件については許可相当と判断いたします。

それから2番の説明を行います。

場所は、立願寺の生鮮市場の南側、申請人は現在大人2人、子ども3人で借家に住んでいるそうです。将来手狭になることが考えられるので、住宅建設を考えましたということです。

事業面積は297㎡、木造平屋115㎡で、南側の空間スペースには庭園を計画していると。給水計画は町の市水道により引き込み、生活雑排水、汚水は既存の下水道に排出するそうです。現地調査の結果、何ら問題なく、本件については許可相当と判断いたします。審議のほうよろしく申し上げます。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、3番、お願いいたします。

○3番（赤松繁之君） はい、3番、赤松です。3番の案件について説明いたします。

申請人は現在アパート住まいで、老後のことを考えて、今が個人住宅建築の最適な時期と考えての申請です。場所は春出ループ橋の西南西、7、80mぐらいの3種農地です。南側と西側を市道が通り、北側と東側は宅地となっているところで、道路より少し低いので、道路の高さまで盛土をするそうです。建物は木造平屋建て、駐車場は3台分を建設するそうです。給排水は公共の上下水道を利用し、雨水は自然浸透を図り、オーバー分は北側の水路へ放流するとのことで、周りに農地もなく、土砂の流出も十分に注意するというので、現地調査の結果、許可相当と思います。続きまして、4番です。

申請人は現在市内のアパートのお住まいで、個人住宅と考えるのであります。祖母宅の東側に母所有の農地があるための申請で、場所は築山小学校の北側400mぐらいのところ、三方は宅地、南側に市道が通っているところです。市道側にL型擁壁で囲み、土砂の流出を防ぐそうです。建物は木造2階建ての駐車場4台分を建設予定だそうで、給排水は公共の上下水道を利用し、雨水は雨水枡を設置し、自然浸透を図り、オーバーフローは市道側溝へ放流、周りに農地もなく、現地調査の結果、許可相当と思います。

続きまして、5番の案件です。申請人は不動産業で、今回建売住宅8戸分の申請です。場所は糠峯団地の西側150mぐらいのところ、西側に市道が走り、北側は宅地、東側は竹林、南側は農地です。造成はL型ブロックで囲んで、土を1mぐらい盛るそうです。給排水は造成地の中央部分に5mの道路を設置し、これの中央に上下水道管を埋設し、利用するそうです。雨水は雨水枡を設置し、道路の中央部の側溝に集めて、市道の西側の小川に接続して放流するそうです。建物は木造2階建て117.58㎡を8棟、南側農地の地主とは承諾済みだったので、現地調査の結果、許可相当と思います。

続きまして6番の案件、申請人は建築士で、今回事務所を建設するための申請です。場所は築山小学校の東側100mぐらいで、玉名バイパスと都市計画道路の接続市道の中ほどの場所です。東と西側を市道が通り、北は水田、南は遊休農地です。造成は周りを擁壁で囲み、盛土をするそうです。建物は木造2階建て、給排水は東側市道の上下水道と接続し、利用するそうです。雨水は宅地内に地下浸透枡を設置し、自然浸透で行うそうです。周りの農地には十分注意するそうで、現地調査の結果、許可相当と思います。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、次に7番をお願いいたします。

○推2番(植野 司君) 推進委員2番、植野です。案件7番について説明します。

転用目的は、個人住宅です。造成は、道路の高さに山砂で盛土して、ぐるりをブロックで囲んで土砂の流出を防ぐそうです。雨水は雨水枡を設置し、水は側溝に流すそうです。給水は上水道が通っています。排水は合併浄化槽を設置して、水は水路に流すそうです。何も問題ないと思い、許可相当と判断しました。以上です。

○議長(永田知博君) はい、どうもありがとうございました。

8番をお願いいたします。

○5番(浦谷幸司君) はい、5番、浦谷です。

申請地は、伊倉のバイパス、ちょうど中ほどの船津公民館の横というところがございます。大体は畑、細く上がるところでございます。その畑の真ん中に玉名平野の用水が地下で通っておりますので、中ほどを利用できないというところがございます。申請地は3分の1程度を一応美容室、残りの3分の1を駐車場という形での申請でございます。

申請人は、一応叔父の所有する土地でありまして、借地ということで話がまとまったということで、そこに美容室を建てるということになったそうです。だいたい従業員も2、3人、そしてお客さんの車を4台ほど止めるということで、駐車場を設けたいということございました。そして、あいなかのその農地としての需要という形で、その部分は畑で、そのまま畑として利用するそうでございます。

ここは車を止めることができないということでございますので、そこは利用できないということでございましたので、畑でそのまま残すそうでございます。この美容室の排水については、雨水については砂利を敷きつめるということで、自然浸透、残りを雨水を枡に集積して、東側のほうに集積枡がありますので、そっちのほうに放流するというところでございます。生活雑排水についても一応合併浄化槽を設けて、そこで処理した後に公共集積枡に放流するというところでございます。給水については、近くには水道がございませんので、一応ボーリングで補うということございました。増設後は土砂の流出、崩落等のないように十分注意してするというところでございましたので、現地調査の結果、許可相当と思いますので、よろしくをお願いいたします。

○議長(永田知博君) はい、どうもありがとうございました。

それでは、9番をお願いします。

○推9番(橘 一輝君) 推進委員番号9番の橘です。9番の案件について説明をさせていただきます。

申請人は義理の親子関係になります。奥さんの実家の横に土地を借りて家建て

たいということでございます。現在は岱明のほうにですね、借家住まいをされているということです。御夫婦ともに会社勤めで、子どもたちの面倒をですね、今度両親に見てもらい、また将来的にはですね、実の娘がそばに住んでくれるということで、御両親も心強いということで当地に決めたということでございます。

場所はですね、旧三ツ川小学校の東側、県道から10mぐらい入ったところで、個人住宅平屋建て1棟と駐車場3台分を予定して、その転用ということでございます。北側にですね、道路が走っております。東側は実家の宅地になります。南と西は田んぼです。それで南側と西側にはブロックを設置して、土砂が流出するのを止めるということでございます。上水道についてはですね、実家の自家用の井戸から供給を受けるということでございます。そして生活雑排水ですけど、これは合併浄化槽を設置して、すでに付設されている実家の合併浄化槽の排水管、これに接続して一緒に排出するということでございます。雨水については自然浸透、オーバー分については雨水枳を設置して側溝のほうへ排水するというものです。現地調査をさせていただいた結果、何ら問題ないと判断いたしましたので、許可相当だと思います。どうか御審議のほどよろしくお願いいたします。

以上で9番の案件を終わります。ありがとうございました。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、10番、お願いいたします。

○11番（福田友明君） 11番、福田です。10番の案件について説明いたします。

今回の農地転用の目的は個人住宅の建設であります。譲受人は現在岱明町の市の団地に住んでおられますが、将来のことを考えて建物建築するというようなことになったわけでございます。場所的には、国道208号線の旧松下電器から南西へ入ったところでございまして、北と西は道路に面し、東は住宅、それから西側は法面の下がった位置に農地となっております。

転用面積は643㎡と広うございますけれども、そのうち法面が124㎡で、有効面積は519㎡であり、建築面積が90.67㎡となっております。給排水計画は市の上水道を利用し、それから排水のほうにつきましては、南側の下水道に接続するというところでございます。雨水については自然浸透と、敷地内に雨水枳を設けて北側の溝に流下させるということでございます。被害防除計画ですが、周囲をブロックで囲み、土砂の流出を防ぐということでありまして、日照等の被害もないと考え、調査の結果、許可相当と判断いたしました。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、11番、お願いします。

○推11番（小山久仁江君） はい、推進委員11番、小山です。11番の案件につい

て説明します。

申請人は、現在の住まいが消防署の建て替えのため買収されることになり、その代替地として本件土地を適性地と判断し、所有者の同意を得たので選定したということです。申請地は208号線沿い、パチンコ店コア21の東側を流れる友田川を挟んだ東の向かい側にあり、周囲には数軒住宅が建ち並んでいます。転用目的は個人住宅の建築です。建築面積は51.33㎡の2階建てです。申請地の東側は、この申請地の売却のために分筆された現在作付けされていない農地です。南側も作付けしていない農地で、西側は友田川、北側には市道があり、この市道では現在下水道工事中で、3月中に工事完了予定です。申請地は市道より低くなっているため、市道と同程度に盛土をするため、市道以外の三方を必要最小限のブロック擁壁で囲み、土砂の流出を防ぎます。給排水計画について、給水は公共上水道で、雨水は自然浸透、生活雑排水、汚水については、公共下水道に接続して流入させるということです。周囲の住宅や農地への日照等の影響はないことを現地調査で確認しており、何も問題なく許可相当と判断しました。

よろしく申し上げます。以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございます。

それでは、12番、13番は同一委員さんでございますので、続けてお願いいたします。

○12番（中島浩輔君） はい、農業委員12番の中島です。まず12番の案件について説明いたします。

これは議第9号1番の案件とつながります。譲渡人の459㎡を譲受人が個人住宅の建設で申請されています。ここは第3種農地で、西側に上下水道が埋設されている道路があり、東側と南側には住宅がありまして、北側には、以前共同計画されていた土地があります。南側に緩やかな傾斜がある平地です。道路も同じ高さであるために泥の流出は考えられません。木造の平屋と車が3台ほど止まる駐車場を計画されております。給水、生活雑排水等については、西側に埋設されてある上下水道に接続されるそうです。雨水については、自然浸透及び浸透枿を設置し処理されるということです。現地調査の結果、何も問題ないものと思います。御検討のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、13番の案件について説明いたします。

これも議第8号13番、農地の隣接地であります。延べ877㎡の中の500㎡を分筆された分です。個人住宅の申請です。申請の理由は、今、生活されている4世代の家族で、手狭になったためということで、ここは第1種農地ですけど、農用地域外です。建て面は96.88㎡の木造の平屋です。南側には本人の水田、西側

と東側には上下水道が埋設されている道路が走っております。北側には住宅です。

ここの畑は3段のブロック塀があり、泥の流出は問題ありません。東側の道路と同じ高さに約30センチほど地盛りをされるそうです。給水と生活雑排水等は、西側の上下水道に接続し、雨水は道路側の側溝に排水されるということです。これも問題ないものと思います。どうか御検討のほどよろしくお願いいたします。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

ただいま1番から13番まで、委員の説明が終わりました。

皆さん、何か御意見、御質問などはございませんでしょうか。

はい、松本さん、どうぞ。

○推3番（松本恒幸君） この転用許可申請というのがですね、農用地に住宅、駐車場等を造るわけですね。この場合、これは周辺の許可というのはこれについて出すのか、建築申請する場合のときに許可を、承諾書ももらわれてそれで建築申請に出せばいいのか、ちょっとその辺がわからんとたいな。周辺の承諾書が要るはずですよ、転用する場合は。家を建てたりなんかするとき。

○事務局長（二階堂正一郎君） 周辺の許可ですか、必要ないです、今は。

○推3番（松本恒幸君） 今はなかつね。前は取りよったもんねと思って。

○事務局長（二階堂正一郎君） 承認というか、同意書は前は取りましたけど今は必要ないです。

○推3番（松本恒幸君） もう同意書もなんも要らんとね。

○事務局長（二階堂正一郎君） 要らないです。

○推3番（松本恒幸君） ああ、そういうもんね。

○事務局長（二階堂正一郎君） 今は、建てられる方と周りの方とお話はされていると思いますけど。

○推3番（松本恒幸君） 前は取りよったもんね。

○事務局長（二階堂正一郎君） 農業委員会の中には要りません、同意書は。

○推3番（松本恒幸君） なら建築申請するときも、申請するときも、建築申請を。

○事務局長（二階堂正一郎君） 建築申請のときはちょっとこちらではわかりませんけど。

○推3番（松本恒幸君） その辺がはっきりすればよかつたい。そっじゃなかと農業委員会の中で許可してもたい、建築申請したときそういう許可、承諾書は。

○事務局長（二階堂正一郎君） そういう意味であるならば要りません。

○推3番（松本恒幸君） 要らん。

○事務局長（二階堂正一郎君） はい。

○議長（永田知博君） はい、ほかにはございませんか。

今の御意見なんですけれども、以前は周囲の同意書をもらいに行ったりしよりましたけれども、今はそれは必要ないということです。

ほかに何か皆さんに。はい、どうぞ。

○11番(福田友明君) 福田です。9番の案件についてちょっと質問なんですけれども、合併浄化槽を隣のお父さんかお母さんかちょっとわかりませんが、そちらのほうを利用して使うということでございますが、もともこの合併浄化槽の人員というのは大体決まっていますよね。今度そういった場合にはそれがどうなってるか、ちょっとその件を確認したいです。

○推9番(橘一輝君) ちょっと説明不足だったかもしれませんが、合併浄化槽の、すでに実家のほうに合併浄化槽は設置してあります。それから排水管があります。排水管に接続するんです。新しく合併浄化槽をつないで、排水管に接続するものです。合併浄化槽に入れるのではありません。よろしくお願いします。

○議長(永田知博君) 福田さんよろしいですか。

はい、ありがとうございました。

ほかには。はい、どうぞ。

○推18番(坂本 修君) 18番の坂本です。今、周りの許可は要りませんよね。同意は必要ないんですよね。農地の中に家を造るとですねえ、同意は必要ないと。排水とか埋め立てた後の、例えば排水が計画どおりじゃないじやなかかと、そぎゃんときはどぎゃんなつてですかね。農用地ば埋めて、計画通して許可もろて家ば建てますよね。同意は要りません。排水をしたとき、ここに書いてありますよね、この例じやなかですよ、自然排水でどうだこうだということで、ところが、そういうふうにかんだった場合、思わず排水が大きすぎじやなかかとですね、下の畑は俺げんやりばなくっぞというときはどぎゃんになりますか。

○議長(永田知博君) 家庭用の排水はですね、土地改良が維持管理しよっじやなかですか、各地域のは。その許可は要りますよ。土地改良の許可は要ります。用水は玉名平野、今現在はですね。排水のほうは玉名市土地改良が維持管理しよるわけです。ほっでその検討は地元の委員さんがおりますから、そこで許可出しよります。これとはもう全く別にですね。書類がありますので、それで、それにちゃんと別に何も支障がないというのがわかればですね、全然その合併槽もなんも通しなしにそのまま直接、例えば裏なら裏の排水路に流したりすることもあるわけです。そういうときは地元の管理人のほうに話ばしていただいて、結局その排水路を浚渫したりいろいろするのは、地元の管理委員会があずかつとるわけですから、それでその許可は要ります。それはちゃんと提出するようになっています。その書類もちゃんとあります。

○推 18 番（坂本 修君）　　そうですか、すみません。知らんもんで、ありがとうございます
　　いました。

○推 3 番（松本恒幸君）　　今のは、計画どおりいかなかった場合はどぎゃんすつとかて
　　言いなっとだろ。

○推 18 番（坂本 修君）　　その排水路は許可はもらうんですよね。ところが許可は
　　もらったけど予想外に大きかったと。

○事務局長（二階堂正一郎君）　　農業委員会としてはそこまでは責任持てないから。

○推 18 番（坂本 修君）　　それがわかっつとつよかっですよ。じゃあ、あとはお互い
　　で、長かところと。

○事務局長（二階堂正一郎君）　　農業委員会の転用許可というのは、あくまでも農地に
　　建物を建てられるとか、農地以外のものにするかどうかの許可なので。

○推 18 番（坂本 修君）　　でも建ててよかていう許可は農業委員会出すでしょう。で
　　も、それによって被害を被るところが出てくると、ですね。今まで水が流れてきよ
　　らんところが流れてきたと、それは個人で。

○議長（永田知博君）　　結局それを確認するために現地調査をしてですね。

○推 18 番（坂本 修君）　　ですね、ここに書いてありますよね、いろいろ。

○議長（永田知博君）　　それで、周囲に対してのそういう迷惑行為が発生しないという
　　ようなことも一応説明、みんな各地でされています。それで、一応やっぱりそれを
　　信用して、信用するというかですね、それ以上に結局予想外の大雨が降って、よそ
　　に流して、例えば、その宅地の中の砂、山砂押し込んでしもたと、そういうときには
　　やっぱり直接でない、その前に警告とかなんとかというのは、ちょっとわかり
　　ませんね。

○推 18 番（坂本 修君）　　そういうときはどぎゃんなつとかなて思うて、すみません、
　　ありがとうございます。

○議長（永田知博君）　　はい、ありがとうございます。

　　今みたいにいろんな御意見、どんどんしていただいたほうがお互いに勉強になる
　　と思います。

　　それでは、ほかに質問もないようでございますので、採決に移ります。

　　議第 11 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について、原案どおり承認する
　　ことに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（永田知博君）　　はい、どうもありがとうございます。

　　異議がないものと認め、議第 11 号については、許可することに決定しました。

　　次に、議第 12 号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（二階堂正一郎君） 12ページをお願いいたします。

議第12号、農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、次のとおり決定する。平成31年3月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

今回13ページから14ページの総括表と、15ページから20ページまでの集計表のとおり、玉名市長より意見を求められております。

20ページのほうを御覧ください。

今回、所有権移転が13件、58,725㎡、利用権設定が47件、139,242㎡、合計60件、197,967㎡の集積です。いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を充たしているものと判断し、御提案をしております。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

ただいま事務局の説明が終わりました。何か御意見、御質問はございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） 御意見、御質問もないようでございますので、採決に移ります。

議第12号、農用地利用集積計画の決定について、原案どおり決定することに異議のない方の挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

異議がないものと認め、議第12号については、原案どおり決定いたしました。

-----○-----

4. 報 告

○議長（永田知博君） 次に、報告第6号、7号、8号について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（二階堂正一郎君） 21ページをお願いいたします。

報告第6号、農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について。農地法第18条第6項の規定による合意解約及び農地使用貸借解約が成立した旨の通知を受理したので報告いたします。平成31年3月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

今回、21ページから27ページまで31件、合計の88,266㎡の解約通知を受理しております。

続きまして、28ページをお願いいたします。

報告第7号、耕作放棄地の非農地通知について。下記の土地は、現況山林・原

野・雑種地により、農地法第2条に規定する農地でないことを通知したので報告します。平成31年3月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

耕作放棄地のうち今回、99筆、144,987㎡を農地に該当しないと判断し、所有者へ文書照会を行い、非農地化に同意する旨、回答をいただきましたので、非農地通知を所有者、県等の関係機関に送付いたしました。

続きまして、34ページをお願いいたします。

報告第8号、許可書返納届について。下記の物件は、農業委員会許可後に許可書返納の届出がありましたので報告します。平成31年3月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

今回都合により贈与を取りやめたので、物件の返納届出がっております。

以上で報告を終わります。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

ただいま報告第6号、7号、8号について事務局の説明が終わりました。何か皆さんよりほかに御意見、御質問などはございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

○推19番（平野秀正君） 推進委員19番、平野です。今、御説明ありましたが、現況山林・原野・雑種地による、この非農地化というのを前に説明があったのをちょっと覚えていますけども、正直私たちのところは山付きなもんでですね、高齢化して放してる人も今、荒地になってるところもありますので、今後、今月に区の総会がありますので、そこで荒れてる畑を手放して、こういうことが、非農地に認められるということがある場合は、前の説明では、農業委員会のほうに行って、そのあと事務局か。

○事務局次長（小山 博君） ただいまの御質問は、非農地、現況荒れている山林状態、現況山林とか、そのような農地があった場合の非農地申請の申し出方法ということによろしいでしょうか。

まず、所有者の方等がですね、もう今後現況が、何年も耕作をされておられず現況が山林状態であって、非農地化したいという旨があった場合は、最初に農業委員会のほうにおいでいただくわけでございます。それで、その土地を特定しまして、過去の農地利用状況調査等を見て、過去7年、8年ぐらいのですね、利用状況調査で、当該農地、もう再生不能と判断されている、いわゆるB分類農地に該当する場合は、もうそれは過去から山林状態であるということで、非農地証明願を申請を出していただいてですね、非農地証明ということで発行いたします。最初、農業委員会のほうに申出いただければ結構です。

○推19番（平野秀正君） ありがとうございます。すみません、その場合にもう一つ

多分聞かれると思うんですけど、この固定資産のほうはどうなるのかわかりますか。

○事務局次長（小山 博君） 課税につきましてはですね、当然、農業委員会のほうは農業委員会会長名で非農地証明ということを発行します。現況は山林であるというような旨の証明書になります。その証明書を持って、所有者本人さんが法務局のほうにですね、地目変更届は本人がしなければなりませんので、その地目変更届もされて、確実に山林ということになりましたら、法務局のほうから玉名市の税務課にですね、地目が変更されたことが通知されますので、それに従って山林であれば山林として、次の1月1日現在で課税されることになります。当然農地、田畑と山林ということは、課税額が変わってくるものでありますが、詳細にどれだけの差であるということはこちらではわかりません。以上です。

○推19番（平野秀正君） ありがとうございます。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございます。

平野委員、何か会合がおありで、説明をしていただけるということで、もし、どうしてもわかりにくいときには、事務局のほうに相談していただくと、出張して話に行きます。よろしくおいでください、お願いいたします。

それでは、今の報告6、7、8号について、ほかには御質問、御意見などはございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） それでは、質問もないようでございますので、本日予定しておりました議案審議と報告を終わります。

しかし、このあと、まだ皆さんにおつなぎしたい事務局の報告などもございますので、いましばらくお待ちをいただきたいと思っております。

-----○-----

5. その他

○事務局次長（小山 博君） それでは、事務局からその他のほうに入らせていただきます。

まず、本日の1点目がですね、資料で非農地化という資料が机の上にお配りしてあるかと。この資料ですね、横長のですね。この件、人・農地プランの所管課であります、きょうは農林水産政策課の担い手支援係から、人・農地プランの検討委員さんの御協力をお願いしたいということで、説明とお願いに来ておりますので、よろしく申し上げます。

○農林水産政策課（宮田正文君） 皆さん、こんにちは。農林水産政策課の宮田と申します。本日の農業委員会総会お疲れさまでした。私のほうからはですね、お手元資料ありますけれども、人・農地プランの多分横長の紙で、こちらのほうをもとにで

すね、農業委員会の農業委員さん、それと農地最適化推進委員さんのほうにですね、お願いがあって来ました。

こちらのほうがですね、実は人・農地プランの概要といいまして、現在もですね、人・農地プランにつきましては、検討委員会というものを年に1回から2回開催しております。そちらにつきましてはですね、現在のメンバーが12名いらっしゃるんですけども、これをですね、実は平成31年の4月1日から13名に1人増員しまして、メンバーの構成を変える方向で進んでおります。

まず、人・農地プランについてどういったものかという委員さんもいらっしゃるかと思いますので、こちらお手元の資料で簡単に説明させていただきまして、話を進めていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

まず、人・農地プランというのはどういったものかといいますと、こちらに書いてありますように、皆さんの地域の農業を発展させるためには、人と農地の問題を一体的に解決していく必要がありますということで、それで作るものというのが人・農地プランとなっております。

人・農地プランにつきましてはですね、1番ということでもありますけれども、人と農地の問題を解決するための未来の設計図です、ということで、こちらはですね、どういったことをするかと言いますと、地域の集落とか、地域が抱える人と農地の問題解決のために、集落とか地域内において話し合いをですね、行っていただきまして、それをもとに次のことをですね、一応決めていただくということになっています。

次のことというのが、その下の枠内にありますけれども、地域における話し合いをしていただいて、今後ですね、中心となる経営体が誰が経営体になるのか、もしくは、中心的な法人となるのかについて話し合ってください。地域のちょっと薄い文字になっていますけれども、地域の担い手がですね、十分確保されているのか。将来の農地利用のあり方はどうなのか。また、下に農地中間管理機構の活用方針とかですね。あとは近い将来の農地の出し手の状況、今後5年、10年の離農される方とかですね、後継者がいらっしゃる方がいまして、今後誰にですね、農地を出されるのか、そういったものをですね、まとめていくというプランとなっております。

こちらはですね、実は、玉名市におきましても平成24年に人・農地プランを作成いたしまして、これは毎年ですね、1回から2回会議を行っております。その中で、プランをどうやって、それが、こちらが人・農地プランのですね、検討委員会というのがあります、その中で年に1回から2回会議を行っているんですけども、もう既にプランがですね、できておりますので、今行ってる作業というのは、新た

に認定農業者となられた方とか、家族経営のですね、内容が変更になった方、もしくは、認定新規就農者になられた方、そういった方たちをですね、またこちらのプランのほうの名簿として一応追加をしていくということになっております。

なぜこの人・農地プランが必要かといいますと、この2番にありますけれども、人・農地プランには様々なメリット措置がありますということで、人・農地プランの名簿に追加されますと、農業次世代人材投資事業とあるんですけど、こちらの認定新規就農者になられた方に対してですね、年間150万円の最大、最長5年間受けることができますよという補助事業があります。

それと、次がスーパーL資金といいまして、低金利のですね、貸し手の事業ですね。あとは農業形態育成事業ということで、国のですね3割補助とか、機械購入とかされる場合3割補助、そういった事業に応募するためにはですね、この人・農地プランに位置づけられていること、これが条件となっております。こういったことをですね、プランの中に定めてないと受けることはできないという前提条件があります。

それで次のページをですね、1枚めくっていただきまして、この中でですね、一番右下のところになるんですけども、こちらに検討会メンバーというものが、こういった方がなられるのかということでここに書いてあります。これは地域農業再生協議会のメンバーのほかに、必ず大規模個人経営の農家さんとか、法人経営者の方とか、あと集落営農の代表者、こういった方たちをですね、このメンバーとして入れてくださいということになっております。

3ページにありますけれども、縦長のほうですね、こちらにですね、玉名市人・農地プラン検討委員会の構成ということで、左のほうが現在の構成員さんのメンバーです。こちらが実は1番から12番までありますけれども、農協のですね、組合長さんとか、また玉名市の農業委員さん、土地改良区の筆頭理事さん、あと集落営農組織の連絡会議の会長さんとか、あとは認定農業者協議会の会長及び女性部副会長さん達ですね、ということになっております。

こちらはですね、4月1日からということで右側の枠になるんですけども、網かけをしている方がですね、変更になりますよということになります。主に農協のですね、組合長さんはそのままになっていきますけれども、農業委員会の委員さん、今、お一人ということで、岱明地区のほうからですね、岱明地区の委員さんに今、お願いしています。徳井委員さんのほうにですね。これで農業委員会のほうは今後どうするかといいますと、農業委員会の会長様、あと同じく農業委員会の農地利用最適化推進委員さん、こちらは4名ということで、ちょっと農業委員会もですね、動員したいなと考えております。

なぜかと言いますと、昨年10月から農業委員会のほう組織の変更があられたかと思うんですが、農地利用最適化推進委員さんになられた方がいらっしゃるかと思います。農地利用最適化推進委員さんにつきましてはですね、職務内容ということで、人・農地プランとかの話し合いの参加とか、プランの見直しとかへの参画、そういったものがあげられるということで、今後人・農地プランの検討委員会につきましても、やっぱりそういったですね、専門的な方を入れたほうが、もっと詳しくですね、協議・検討していけるんじゃないかということで、こちらのほうにですね、変更するように計画しております。

次、1ページめくっていただきまして、4ページ、こちらがですね、今のこちらが検討委員さんの名簿になっております。この中には現在の最適化推進委員さんであります松本組合長さんとかですね、あと組織の会長さんであります浦谷委員さんとか、あとは最適化推進委員さん、小田集落営農組合の組合長さんであります船津さんとかもいらっしゃるかと思いますけれども、こちらがですね、5ページのほうを見ていただきたいんですけども、こちらまず会長様ということでですね、永田会長様のほうにお願いしたいというのと、あと2番から5番ということで、旧玉名地区、岱明地区、横島地区、天水地区の最適化推進委員さんお一人ずつですね、推薦していただきまして、4月1日からのですね、構成メンバーに入っていただきたいなと思っております。

あと、玉名地区につきましては、現在松本委員さんがですね、JA大浜の代表者となっていられるということもありますので、そちら松本さん以外の方から選んでいただきたいと思っております。よろしければこちらがですね、3月20日をめぐりにですね、私、農林水産政策課の宮田といいますけれども、私のほうにですね、農業委員会の協議いただいて、報告のほうをお願いしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○事務局次長（小山 博君） それでは、その他の2点目に入ります。先日の日置市、鹿児島農協の視察研修は大変お疲れさまでした。その日のですね、研修に要した費用につきまして、収支報告書ということでこの横長でお配りしております。

今回の費用負担につきましては、玉名市所定の旅費規程によりまして、参加されたのは農業委員さん15名、農地利用最適化推進委員が14名、それぞれこれ旅費規程でですね、市長任命の委員であることとか、その他それ以外の委員さんということで、これは全庁的な旅費規程がございまして、農業委員さんと推進委員さんで差はありますが、その参加された29名もう総括ということで、旅費がまず与えられます。

それで支出のほうですが、その支出欄にありますとおり、昼食1日目、2日目、

このようになっております。それと宿泊費、1泊朝食、それと意見交換会を夜開催しておりますので、それらの費用を含めて、宿泊費として税込みの22,000円の29名、それと記念写真代を、記念写真を日置市の農業委員会視察後に撮影しました記念写真代です。

それと今回は旅行をですね、旅行会社さんに手配をお願いしておりますので、手配の諸費として、これは旅行保険の500円も含まれて、旅行保険料も含まれて1人当たり500円がかかっております。それと添乗員、運転手さんの経費が10,000円掛ける2名で2万円になっております。それとすみません、記念写真代の欄のですね、5,742円は正しいんですけど、その右の欄がですね、5724と私がちょっと誤って18円誤差がでております。まず訂正をお願いします。記念写真代の一番右の出ている数字が、5742が正しいです。したがって、その最後の29名計が、475,938に訂正をお願いします。最後の920が938になります。

したがって、収入総額と変わりました差し引き、支出を差し引きますと、不足といいますか、負担が発生するのが91,938になります。これを最終的に参加者、参加された委員さん29名でしたので、29名、1人当たりは3,170円と、数字は変わりますがこれは整数未満の数字となりますので、3,170円はそのままいきますので、この網かけの部分ですね、参加委員1人当たり負担額3,170円を、参加された委員さんの積み立てております互助会費から、参加された方は3,170円支出させていただきますので、よろしくお願いします。

それと、最後の箱が最後の下段にありますが、当然、今回の移動には大型バス1台借り上げ、及び高速道路使用料、駐車場使用料等が発生しております。金額はそこに明記してあるとおりでございます。この金額は負担はですね、玉名市の予算で予算措置をしておりますので、予算からの支出ということで、直接旅行会社さんのほうに支払うということになります。

以上が先日の研修に関しましての収支報告とさせていただきます。

よろしくお願いします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

ただいま説明がありましたけれども、これはこの前の研修旅行の費用でございます。個人負担として3,170円が発生しております。これは互助会から支払いをするということでございますので、御納得いただけると思います。

ありがとうございました。

○事務局次長（小山 博君） 研修に関しましては、残念ながら出席いただけなかった委員さんにはですね、日置市の農業委員会視察等、初日が日置市の農業委員会、翌

日に鹿児島市農業公園に行きましたが、日置市の農業委員会のほうですね、欠席になられた委員さんの資料として用意していただいておりますので、今日、机にこの緑色の封筒になりますので、置いておりますので、また御覧になっって参考にさせていただきたいと思います。

研修旅行については以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございます。

次は、局長よりまた連絡があります。

○事務局長（二階堂正一郎君） 皆さんのお手元にですね、3枚組でホッチキス留めしてあります「玉名市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針」というふうに置いておきます。これがですね、農業委員会等に関する法律、いわゆる農業委員会法の第7条にですね、必ず指針をつくるということがうたわれております。それでですね、今回事務局のほうで、指針のほうをつくりました。この中の、いわゆるこれが今後の農業委員さんや最適化推進委員さんの活動を行うにあたっての目標や推進方法になることになります。中身はちょっと読んでいただければと思いますので、数字に関してですけれども、2ページの担い手の農地の利用集積についてということで、現状、2019年3月、現在の時点で、管内の農地面積が6,350ha、集積面積が現在3,686haを集積しています。集積率が57.9%、これを3年後ごと2025年の6年後を最終の目標年として、集積面積をふやしていくということをつくっています。これがですね、集積率を80%にするという目標が国のほうから来ておまして、それに応じて最終の年度を80%にするためにならしたという形になります。

次、3ページ目ですけれども、2番の遊休農地の解消目標ということで、現在遊休農地が275haあるのを、6年後に227haまで減らすことということでつくっております。

最後は4ページになりますけれども、新規参入の促進事業、新規就農者の参入者数を現状の11人から6年後は15人までにもってくるということをつくっております。この数字はですね、国の目標が80%とかにしなさいということになっていきますので、非常に数字的にはすごい集積面積になると思います。これはあくまでも掲げる目標であって、ですので今後これを変更していくということもできるかとは思っています。これはですね、一応これを指針をつくったということで、ホームページ等にも玉名市農業委員会はこういうことをするんだよということで、公表をしていきますのでよろしくお願ひします。

○議長（永田知博君） 何か御質問などはございませんでしょうか。

○推18番（坂本 修君） 関係したことはないですけど、A判定を12月だったね、

あえて出しましたよね。昨日ちょっと見てまわったら、その日の3件は全て改植を。そういうときはどがんすると。

○事務局次長（小山 博君） A判定で、そのあと改植等、はい、それはもう解消ですので、いいですそれで。

○推18番（坂本 修君） もうそのまま。

○事務局次長（小山 博君） はい、そのままでよかです。

○推18番（坂本 修君） はい、わかりました。

○事務局次長（小山 博君） 仮にですね、意向調査で再生可能な状態のA判定でしたという意向調査の通知が行ったとしても、その通知には10月、11月の調査でしたので、行き違いの場合は御容赦くださいと1行入れております。そういうことで、もし仮に問い合わせがあられた場合は、事務局で対応いたします。

○推18番（坂本 修君） こっちに取り消しかなんかば。

○事務局次長（小山 博君） はい、それはもうよございます。日付けどおりで、はい。

○議長（永田知博君） 今、御意見お伺いしましたけども、こういうふういろんな、皆さんがああしたほうがいいんじゃないか、こうしたほうがいいんじゃないかというような、日置のほうに研修に行きましたけども、いろんな農業委員さんの活動あたりを聞いてみますと、非常に努力して、いろんな改革をしたりしてというのを聞きます。それで、なるべく皆さんのほうから、そういうふうにしたらどうやというのを教えていただいたほうが、いろいろまた今後につなげると思いますので、よろしく願いをいたします。

-----○-----

6. 閉 会

○議長（永田知博君） それでは、大変長くなりましたけども、慎重な御審議をいただきましてありがとうございました。

これをもちまして、第3回の農業委員会総会を終了いたします。

お疲れさまでした。ありがとうございました。

-----○-----

閉 会 午後3時50分

以上のとおり、会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名捺印する。

平成31年3月5日

玉名市農業委員会会長 永田 知博

農 業 委 員 堀田 昌子

農 業 委 員 村端 一弘